

## よくある質問

番号	質問	回答
啓発チラシ及びシールについて		
1	普及啓発チラシとシールの世帯は、未加入世帯にも配る必要あるか	未加入世帯に配布するかは問いません。
2	普及啓発シールはいつごろ届くのか	交付決定時期に郵送でお届けします。
3	新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発チラシは自作してもよいですか？	東京都で作成したチラシを印刷・配布をしていただくことが必須です。東京都で作成したチラシと自作されるチラシの両方を配布する場合は、自作チラシの印刷経費も対象経費になります。
申請について		
4	申請書等がダウンロードできない	お電話にてご相談ください。
対象経費について		
5	何が対象経費になるの？	①チラシ・シールと併せて各戸に配布するコロナ啓発用品 ②この普及活動(チラシ・シールの配布)で使用するのが対象。 例)打合せや、準備、チラシ配布当日に使用するもの。
6	事業期間(準備開始から事業終了日まで)はいつからいつまでが対象ですか？	令和2年12月23日から令和3年3月31日までです。チラシ等の配布日については、書類の提出時期により対象となる期間が異なりますので募集スケジュールをご確認ください。
7	第2号様式収支予算書の欄内に書いてないものを入れていいの？	下記いずれかに該当するものであれば対象経費になります。 ①新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発チラシ及び啓発シールと併せて、各戸配布する啓発品(感染拡大防止に直結するもの) ②本事業を実施するにあたり、打合せ等で使用する新型コロナウイルス感染防止対策物品 購入を検討している物品が助成対象になるか不明な場合はお電話でお問合せください。
8	交付決定より早く購入したい	領収書の日付が令和2年12月23日以降であれば対象経費になります。ただし、交付決定されなかった場合は、自己負担となります。予めご了承ください。 また、領収書は要件を満たしたものが必要となります。生活文化局ホームページに掲載されている「領収書の注意事項」を必ずご確認ください。
9	ネットショップで物品を購入してもよいのか	要件を満たす領収書が発行できるか確認してからご購入ください。領収書の要件は、生活文化局ホームページに掲載されている「領収書の注意事項」をご確認ください。
10	同じ商品を、複数の店から購入してよいのか。	要件を満たす領収書が発行できるか確認してからご購入ください。領収書の要件は、生活文化局ホームページに掲載されている「領収書の注意事項」をご確認ください。
11	業者を紹介してほしい	申し訳ございませんが、東京都では業者の斡旋は出来かねます。
領収書について		
10	領収書の宛名は個人名でもよいですか？	領収書の宛名は規約に定められている正式な団体名で取得してください。個人名が必要な場合は、団体名+会長名で取得をしてください。その他、領収書の要件は、生活文化局ホームページに掲載されている「領収書の注意事項」をご確認ください。

11	領収書の日付はいつからいつまでが対象ですか？	領収書の日付は、令和2年12月23日～令和3年3月31日が助成対象になります。また、領収書は要件を満たしたものが必要となります。生活文化局ホームページに掲載されている「領収書の注意事項」を必ずご確認ください。
交付決定について		
12	交付決定通知は、どのように通知されるのか	連絡責任者様宛に、書面でお送りいたします。
13	交付が決定した場合、交付決定額は全額支払われるのですか？	交付決定後、各団体には新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業を実施していただき、事業完了後、実績報告書をご提出いただきます。その実績報告書の内容に基づき、実際に交付される金額(確定額)が決まります。したがって、確定額が交付決定額を下回っている場合は、交付決定額全額ではなく、確定額が支払われることとなります。また、概算払を受けていた団体の確定額が、概算払で支払われた額を下回った場合は、既に支払われた概算払分のうち、確定額との差額分を返還していただく必要があります。
14	事業の実施に当たって実際に要した経費が交付決定額を上回った場合、上回った金額も交付されるのですか？	助成金として交付される金額は、交付決定額が上限となります。したがって、事業実施に当たって実際に要した経費が、交付決定額を上回った場合でも、交付決定額を上回って助成金が交付されることはありません。
15	手続きで提出した領収書等の書類は返却してもらえますか？	提出いただいた書類は、東京都で保管するため、返却できません。
申請の取り下げについて		
16	事業を実施しないことにしたので、申請の取り下げをしたい	お電話にてご相談ください。
変更について		
17	収支予算書の金額から変動した場合はどうすればよいか	申請時に収支予算書に記載した物品を購入して金額が変動した場合は、実績報告時に実際にかかった金額をご報告ください。金額の変動についてご相談や手続きは不要です。
18	収支予算書で計上した物品を違う商品に変更する場合はどうしたらよいか	収支予算書にあらかじめ列挙されている物品に変更する場合は、実績報告時に実際に購入したものをご報告ください。特段のご相談や手続きは不要です。収支予算書に列挙されておらず、かつ、申請時に申請しなかった物品を購入したい場合は、助成対象になるかどうかの判断をしますので、お電話にてご相談ください。